

議案第九十三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中央区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和五年三月中央区条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中央区職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 中央区職員の分限に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(中央区職員の給与に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 中央区職員の給与に関する条例(昭和二十七年二月中央区条例第二号)第二十一条の二第三号及び  
第四号並びに第二十一条の二第二項第一号及び第三項第一号

二 中央区職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号)第十七条第一項

第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し、同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

### (罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお、従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

### (人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に關する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘

禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（中央区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第一号の規定による改正後の中央区職員の給与に関する条例第二十一条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（中央区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条第二号の規定による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに中央区職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第六条 第四条に定めるもののほか、この条例（第三条第一号の規定による改正に係る部分に限る。）の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て区規則で定める。

2 前条に定めるもののほか、この条例（第三条第二号の規定による改正に係る部分に限る。）の施行に伴い必要な経過措置は、区規則で定める。

（説明）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。